

一般社団法人 日本放射線影響学会 Highly Cited Paper Award 規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本放射線影響学会では、放射線の基礎的研究の活性化と関連論文の投稿をさらに勧奨する目的で、引用回数に基づいた学会独自の賞として、本賞を設立する。賞の名称は「日本放射線影響学会 Highly Cited Paper Award」とする。

(受賞対象論文)

第2条 対象は Journal of Radiation Research (JRR)誌に掲載された「Fundamental Radiation Science」のカテゴリーに分類される論文（「増刊号」に掲載されたものも含む）（原著と総説）のうち、前年までの5年間（1月～12月）に最も引用された論文を対象とする。論文の著者については、日本放射線影響学会の会員・非会員を問わないものとする。なお、本賞の受賞論文は次年以降の選考対象から除外する。

(選考方法)

第3条

1. 理事長が、編集委員会の委員長および委員の中から、3名以上を指名し、選考委員会を設置する。
2. 選考委員会は、出版社による前年までの5年間（1月～12月）における各論文引用回数報告から、受賞候補論文1件を選定する。
3. 選考委員会は日本放射線影響学会理事会に受賞候補論文を推薦する。
4. 日本放射線影響学会理事会は選考委員会の推薦に基づき受賞論文を決定する。

(表彰)

第4条 受賞論文の決定後、日本放射線影響学会のホームページ上で決定内容を掲載する。受賞論文の著者に日本放射線影響学会の会員が含まれる場合には、その代表者1名に対し、学術大会において日本放射線影響学会理事長より賞状を授与する。

(表彰の取り消し)

第5条 表彰論文が研究倫理、出版倫理に抵触したことが明らかになった場合は、本表彰を過去にさかのぼって取り消せるものとする。取り消しは日本放射線影響学会理事会が行うものとする。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附則

- ・本規程は、令和7年9月5日から施行する。
- ・表彰については、賞等選考委員会が担当する。

(令和8年2月5日改定)